

大阪海区漁業調整委員会第236回委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年12月16日(木) 午後3時00分から
- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎23階 海区委員会室
- 3 出席委員 今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、
田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、村上 知子、多田 稔
- 4 府関係者 北川 辰弥、今田 久美、新瀬 幾恵、寺倉 涼子、久保田 友香、
松下 浩子、大美 博昭(水産技術C)
- 5 事務局 井坂 浩一、久保 佳洋、笹島 祐史
- 6 議事事項 (1)大阪府資源管理方針の変更について
(2)まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定について
(3)漁業許可の公示について
- 7 議事概要 定刻となりましたので、ただ今から第236回大阪海区漁業調整委員会
事務局 を開催させていただきたいと思っております。会議に入ります前に、事務局から
(書記長) 注意事項等を説明させていただきます。

まず注意事項としまして、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源をお切りいただくかマナーモードに設定いただくようお願いいたします。

本日は、委員10名全員にご出席いただいておりますので、会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。

本日の議題ですが、お手元の次第に記載のとおり、「大阪府資源管理方針の変更について」、「まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」、「漁業許可の公示について」の3件です。

また、本日は、水産課から1件、報告案件があると聞いており、委員会

終了後、委員協議会を引き続き開催させていただきたく予定にしていますので、よろしく申し上げます。

それでは、今井会長、議事の進行、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今から、大阪海区漁業調整委員会第236回委員会を開催いたします。

本日は委員会ですので、議事に入ります前に大阪海区漁業調整委員会規程第7条第2項の規定に基づき、議事録署名人を私から指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、岡委員と田中委員に申し上げます。

それでは議事に入ります。

議題1「資源管理方針の変更」と議題2「知事管理漁獲可能量の設定」は、別々に議題としてあげていますが、内容に関連性がありますので、議題1と2を同時に審議したいと思います。

それでは水産課から説明をお願いします。

水産課 議題1と2について、水産課寺倉がご説明します。

(寺倉主査) まず、議題1ですが、海区委員会資料1-1をご覧ください。本件は改正漁業法に基づき昨年12月に策定した大阪府資源管理方針について、国の基本方針が若干変更されたことに伴い、府の方針も一部変更する必要がありますので、漁業法第14条第10項において準用すると同法第14条第4項の規定に基づき、お諮りするものです。

次に、海区委員会資料1-2で大阪府資源管理方針の変更案についてご説明します。資源管理方針は漁業法により、都道府県ごとに資源管理を行うため策定が義務付けられているもので、本年6月には、まさば及びごまさばに関する別紙を追加する改正を行っています。今回変更する箇所ですが、5ページ目にあります別紙1-3のクロマグロ（小型魚）と、その次にあります別紙1-4のクロマグロ（大型魚）について、それぞれの

水産課
(寺倉主査)

網掛け部分を追加させていただきます。大型魚、小型魚とも変更内容部分は同じですので、別紙1－3小型魚の方で説明させていただきます。別紙の中には、特定水産資源（TAC 魚種）ごとに管理の方法や漁獲量の報告期限などを定めております。大阪府では近年クロマグロの漁獲実績がありませんが、クロマグロについては国際的な約束に基づき、資源の管理が強化されており、漁獲実績のない府県に対しても TAC が数量で配分されますため、大阪府には混獲の管理分としてクロマグロ小型魚0.1トン、大型魚1.0トンの TAC が配分されているところです。漁獲量の報告期限に関しては、(2)①において「陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで」に報告することとなっていますが、当該管理年度中に知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあるときは、②の記載のように、知事が漁業法第31条の規定に基づく公表を行い、公表をした日からは「陸揚げした日から3日以内」に報告することになっています。この規定につきまして、国が留保している漁獲枠からの追加配分等により、「知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない」との文言を括弧書きで追加します。また、「陸揚げした日から3日以内」の後に、法律に基づく行政機関の休日、これは土曜日、日曜日、祝日、年末年始の期間になりますが、これらを算入しないという文言を括弧書きで追加します。この2つの括弧書きの文言については、国の基本方針の中でも、大臣管理漁業について同じ文言が既に追加されており、それに合わせて今回追加するものです。その次の別紙1－4のクロマグロ（大型魚）についても、まったく同じ文言を追加します。

次に、海区委員会資料1－3大阪府資源管理方針の新旧対照表をご覧ください。左が改正後、右が改正前です。改正年月日を6行目に追加します。また、一番下の部分ですが、クロマグロ小型魚について「②知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで」の後に先ほど説明しました文言を括弧書きで追加します。それから、次のページの上の部分ですが、「陸揚げした日から3日以内」の後に、行政機関

水産課
(寺倉主査)

の休日は算入しない旨の括弧書きを追加します。クロマグロ大型魚に関しても同様です。ここまでが議題1の大阪府資源管理方針の変更についてのご説明になります。

続きまして、議題2の説明をさせていただきます。海区委員会資料2をご覧ください。来年1月から令和4管理年度が始まるまあじ、まいわし太平洋系群につきまして、知事管理漁獲可能量を設定するため、漁業法第16条第2項の規定に基づきお諮りするものです。

まず、参考資料1をご覧ください。令和3年11月18日付けで農林水産大臣から知事あてに、1月から管理年度が始まるTAC魚種について、都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知がございました。下の表に記載のとおり、大阪府はまあじ、まいわし太平洋系群について、令和3年管理年度に続き、現行水準となっています。現行水準といいますのは、大阪府は全国の漁獲量に対して少ない方に位置しているため、基本は漁獲努力量による管理を続けていただき、現行水準を超えないように管理ということですが、TAC魚種については、このように国から管理年度ごとに漁獲可能量が都道府県に配分されます。国から配分された量について、知事は資源管理方針に則して知事管理区分に配分することになっています。なお、表の基本シェアと現行水準の場合の目安数量については、平成29年から令和元年の3年間の平均漁獲量をもとに算定された目安であり参考値となっています。

次に、委員会資料2に戻っていただいて、諮問文の裏にあります別紙をご覧ください。まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間）における知事管理漁獲可能量について、国から大阪府に配分された漁獲可能量が現行水準ですので、知事管理漁獲可能量は大阪府まあじ漁業、大阪府まいわし漁業ともに現行水準に設定したいと考えています。

以上で議題2の説明を終わらせていただきます。議題1、議題2についてご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。

 ただ今、水産課から議題 1、2 について説明がありました。

 議題 1 に関しては、国の資源管理基本方針が改正されたことに伴い、現在定めている大阪府資源管理方針を改めるというもの、また議題 2 については、国からの通知に基づいて、まあじ、まいわし太平洋系群に係る知事管理漁獲量を定めるもので、内容としては、令和 4 管理年度についても令和 3 管理年度と同様に「現行水準」とするというものです。それでは委員のみなさん、何か質問、ご意見等ございますでしょうか。

田中委員 前回お聞きしましたが、マアジの目安数量が 250 トンで現行水準ということですので、多少はオーバーしても問題がないかと思いますが、最近マアジもマイワシも漁獲量が増えてきて、近いトン数になったときにはどのように対処したらいいのか教えてください。大阪府は漁獲量が多くないので現行水準と言われていましたが、かなりギリギリの数値となっています。

水産課 大阪府の直近 3 年間の平均漁獲量は、マアジが 246 トン、マイワシは
(寺倉主査) 2720 トンとなっています。漁獲量は、その時々で大きく変動することもあるかと思いますが、TAC 制度は国全体で管理していくものですので、国は漁獲可能量の 20% 程度を留保として残して配分していますし、目安数量はあくまで目安で、今の操業状態を維持していただければ、問題になることはないと考えています。

多田委員 資料 1-2 で網掛けしている部分の説明をいただきましたが、クロマグロ小型魚の(2)に①と②がありますが、どういう場合にどちらが適用されるのですか？その場合分けを教えてください。

水産課 基本的には①になり、翌月 10 日までに毎月各漁協から漁獲実績を報

(寺倉主査) 告していただいています。

多田委員 当該管理年度中は原則的には翌月10日までですね。②の方はTACを超えるおそれがあるときですか。

水産課 そうです。大阪府でクロマグロの漁獲がされ、TAC枠を超えるおそれが出てきたときは、知事が法第31条に基づいて公表を行います。公表後は②にあるように、陸揚げ3日以内に切り替わることになります。

田中委員 これはTACの枠を超えそうな場合があるので、そのときは注意してくださいということですね。

水産課 そうです。
(寺倉主査)

田中委員 クロマグロはあまり入ったことはありませんが、最近ではクロマグロが大阪湾に入ってくることもあるんです。巻き網ではこれくらいの数値は簡単に入るので、獲れた場合はすぐに報告するようにしたらいいですね。ないと思いますが、たまたま入ってきたら、報告します。

水産課 クロマグロが入ってくる状況になり、TACの枠が不足したときには、府
(寺倉主査) としても、国が留保している漁獲枠からの追加配分や他府県からの融通をしてもらうなどの手続きを迅速に行ってまいりたいと思います。

会 長 他にございませんか。マイワシの太平洋系群については現行水準でということですが、マイワシのシラスも含んでいるのですか。

田中委員 シラスは入っていません。成魚だけです。

会 長 成魚ですね。シラスはカタクチイワシと区分が難しいですからね。

岡 委員 マイワシシラスは今あまり獲れないですね。カタクチシラスが主体です。

田中委員 今年はシラスが4000トン以上獲れています。これも関係があるなら、目安の数字を超えるかも。マイワシも今年はこの目安の数字に近い漁獲になっています。この辺も少し気になるところでした。

会 長 もうひとつ、マアジとかイワシとか、大阪湾で獲れたものは非常に新鮮でおいしいと思うのですが、私が住んでいる京都ではあまり見ないんです。長崎産のアジ、愛知県産のイワシとか。愛知のイワシはおいしいけど、大阪湾産のが来たらうれしいなあとも思っています。

田中委員 すみません。良い物は東京に回っていきます。

会 長 いい物は東京に行き、長崎などから値段の安いものが出回るといふことですか。値段が出ないんですか。

田中委員 小さい30～40gくらいのものは関西にも出回るのですが、大きい50g以上は関東、九州に回ります。大阪はセリがなりたっていないのです。20年以上前からスーパーが市場を管理していて、値段があがらないんです。いい物でも値が上がらなくて、市場原理が働いていないので、いい物は輸送費がかかっても関東に行ってしまうのです。

岡 委員 関東に出荷したものが、築地から関西の料亭に戻ってきて使われたり、逆輸入されている状態です。岸和田でも出戻ったりもします。

会 長 地産地消でおいしいものが地元で食べられると、幸せなのですが。
ほかに意見はありませんか。

ご意見も特にないようですので、議題の 1, 2 については水産課案を承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、議題 1, 2 については、水産課の案のとおり承認させていただきます。事務局から答申案をお願いします。

事務局 (答申案読み上げ)
(井坂書記長)

会 長 ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。
続きまして、議題の 3 「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。

水産課 水産課松下です。議題 3 について説明させていただきます。
(松下) 資料は、委員会資料 3-1、3-2、参考資料の 3 点です。委員会資料 3-2 をご覧ください。

1 制限措置の内容で、「船舶の数」と「漁業者の数」欄に記載しているものが、前回の委員会以降に新規申請の要望があった件数となります。具体には、つばす・すずき流網 3 隻、刺網 2 隻、たこつぼ 1 隻、ひきなわ 19 隻、あなごかご 1 隻、潜水器 3 人から新規要望がありました。また、そ

の他の制限措置として記載している内容については、各許認可方針に基づいて記載をしております。

次に、申請すべき期間ですが、各許認可方針で、刺網漁業については公示日から2カ月間、それ以外については公示日から1カ月間と定めており、本日答申をいただきましたら、明日公示をするという前提で、刺網漁業は令和3年12月17日から令和4年1月16日まで、刺網漁業以外は令和3年12月17日から令和4年2月16日までとさせていただいています。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 ただ今の水産課の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

【注意】

枠内の潜水器漁業の質疑について、水産課から説明に誤りがあったため内容を改めたいとの依頼がありましたので、別紙（最終ページ）に訂正版を掲載しています。

奥委員 潜水器についてですが、これは対人許可になるんですか。上に船が1隻つきますね。1船に対しての潜り手は何人でもOKということですか。

水産課
(松下) 対人許可です。1人の潜り手につき船3隻まで持つことができます。潜水器については標準的には人数で決めているので、船については別段の取り決めはありません。

奥委員 船を1隻出せば、何人でも潜り手がいてもいいということですか。

水産課
(松下) 1人に船3隻を許可しますが、1人の人は船1隻しか使えないので、同時操業はできないので、カウントとしては1人ですね。

奥委員 それでは船に対する潜り手は1人ということですか。許可をもらえば、船1隻に潜り手が2人、3人と増えるというのは無理なんですね。

水産課 (松下) 許可を持っていれば、1隻に何人潜り手がいても構いません。ただ、例外がありまして、申請書には船の乗組員調書をつけてもらっていて、許可受け者は1人ですが、従業員として名前が記載されていれば、許可受け者がいなくても従業員として潜水漁業を行うこともできます

奥委員 乗り子に対してもできるということは、許可自体は受けて、対人許可ですが、上と下が一体になるので、船に対してはの潜り手は1人ということですね。

会 長 ほか、質問等ございませんか。

特に質問等がないようですので、漁業許可の公示について承認することとしてよろしいか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ないようですので、事務局の方から答申案をお願いします。

事務局 (答申案読み上げ)

(井坂書記長)

会 長 ただ今の、答申案について、何かございますでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 特段、ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。

本日の委員会の議事は以上です。これをもって委員会を閉会させていただきます。

(潜水器漁業の質疑に関する訂正版)

奥 委員 潜水器についてですが、これは対人許可になるんですか。上に船が1隻つきますね。1船に対しての潜り手は何人でもOKということですか。

水産課 対人許可です。船1隻に対し潜水器漁業の許可を持つ潜り手が複数で(松下) 潜ることは可能ですが、その際に使用する船舶は許可証に記載された船舶に限られます。

奥 委員 船を1隻出せば、何人でも潜り手がいてもいいということですか。

水産課 各人の許可証に記載の使用する船舶が同じであれば、1隻に複数の潜り(松下) 手がいても問題ありません。ただし、潜水器漁業の許可を持っていても、使用する船舶が各人の許可証に記載するものと違う場合は、潜ることはできません。

奥 委員 それでは船に対する潜り手は1人ということですか。許可をもらえば、船1隻に潜り手が2人、3人と増えるというのは無理なんですかね。

水産課 使用する船舶が同じ潜水器漁業の許可受者であれば、同時に操業すること(松下) とは可能です。

奥 委員 乗り子に対してもできるということは、許可自体は受けて、対人許可(松下) ですが、上と下が一体になるので、船に対しては潜り手は1人ということですかね。

水産課 使用する船舶が同じ潜水器漁業の許可を持つ2人が、交代で潜ったり(松下) 監視に回ったりすることは可能です。ただし、潜水器漁業の場合は、船

上に見張り役を置かなければならないので、2人の場合は潜れるのは結果的に1人になります。